

平成21年度一般会計補正予算や 市行政組織の改正条例などを初日に可決

平成22年第1回高山市議会定例会が、3月1日から24日までの会期で開かれています。

初日の本会議では、蒲議長と土野市長がそれぞれ諸般の報告を行った後、市長から41の案件が提出され、平成21年度一般会計補正予算や市行政組織条例の改正など13件が報告・承認・可決されました。

主な提出案件は次のとおりです。

○報告案件(1件)
▽車両接触事故に関する損害賠償の専決処分

○条例案件(14件)
▽市の行政組織を変更する改正条例

▽市職員の定数を1280人から980人に変更する条例改正

▽荘川診療所の位置を旧荘川支所の跡地に変更する条例改正

▽奥飛驒中尾高原テニスコートを廃止する条例改正

▽奥飛驒温泉郷の水道料金を改定する条例改正
▽個室型店舗における避難通路の有効幅員の確保を義務付ける条例改正

務付ける条例改正ほか

○事件案件(4件)
▽市道の廃止・認定・変更ほか

○予算案件(22件)
▽平成21年度高山市一般会計補正予算の専決処分(除雪費)

▽平成21年度高山市一般会計補正予算(地域活性化対策事業、文化会館整備事業、地方債の繰上償還)

▽一般会計465億円、特別会計、企業会計合わせて総額約736億円余りの平成22年度予算ほか

3月8日からは一般質問、12日には総務企画委員会と福祉保健委員会で案件の審査が行われました。

今後の予定は、15日から文教経済委員会、基盤整備委員会、16日から18日まで予算特別委員会が開かれ、24日の本会議で各委員会の審査結果の報告の後、採決される予定です。

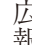
市議会本会議の様子は、市役所1階ロビー、各支所のほか、市ホームページやケーブルテレビでもご覧いただけます。


議会改革だより

市民のみなさんのご意見をお寄せください

時代が求める議会活動、議員活動について検討している議会改革等に関する特別委員会(全議員で構成)で、「高山市議会のあるべき姿」(2月15日広報掲載)、「基本理念」(3月1日広報掲載)に続き、「議会の活動原則」が合意されました。

昨年12月から3つの分科会で調査研究を行いつつ、1月から毎週1回のペースで全体会で議論を重ね、現在は、議員の責務及び活動原則、議会・議員活動のあり方、議員定数・選挙区等について公開で議論を行っています。

議会では市民の皆さんの傍聴やご意見をお待ちしています。ご意見は、 FAXなどでお寄せください。なお、特別委員会の開催日などは、市議会ホームページに掲載しています。

 <http://www.city.takayama.lg.jp/gikai/index.html>

議会の活動原則

- 市民の多様な意見を的確に把握して市政に反映出来るよう、市民参加の機会の拡充に努めるものとする。
 - 公平性、透明性を確保すると共に、市民に開かれたわかりやすい議会運営に努めるものとする。
 - 広報広聴機能を充実し、把握した市民の意向に基づいた、独自の政策立案や政策提言に取り組むものとする。
 - 二元代表制の一翼を担う議会は、政策の決定及び行政の執行について監視し、その評価に責任を持つものとする。
 - 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、議会におけるより深い審議、審査に努めるものとする。
 - 議会は地域主権、住民主権を基礎とする住民の代表機関であることを自覚し、常に組織の見直し及び活性化に努めるものとする。
- ※内容は議論を重ね、より良いものにしていきます。

問合せ先

議会事務局
MAIL gikai@city.takayama.lg.jp
FAX 35-31170
35-31152